

鳥取県告示第766号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成21年1月4日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成20年11月21日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

1 申請のあった年月日

平成20年11月4日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人気多の権

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

森本 健一

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市気高町宝木1562-130

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、地域の人と人との関わり合いを重要視した上で、地域の労働力、原材料、ノウハウ、技術などの地域資源を最大限に活用し、その中で当地の最大の資源である「温泉と貝がら節」を中心としたまちづくり展開を地域の住民主体で進めることで、地域との共生を図りながら地域福祉に貢献することを目的とする。

個人主義が叫ばれる世の中であって、地域のよさ、ふれあい、支えあいを復活すべく「コミュニティ・ビジネス」について研究調査啓発に関する事業等を行い、もって地域社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

6 定款の変更事項

事業、役員定数、総会の権能及び理事会の権能等